景観配慮事項説明書(堺環濠都市地域の建築物)					
計画	建築物の規模	勿の規模 □大規模建築物 □中規模建築物			
地及び周辺の状況/	周辺の景観	大道筋を走る阪堺線と色とりどりの花木がシンボル的なまちなみである。 交通量の多い幹線道路で、沿道に商業施設などが多く立地している。			
/景観コンセプト	計画地に おける 景観上の コンセプト	都心・周辺市街地景観の軸となる大道筋の沿道に位置し、風格あるまちなみ形成が求められることから、「風格を備えた落ち着きのある、永く存在感を保つファサードデザイン」をめざした。歴史的な資源が集まる堺環濠都市地域内にあり、それとの関係に配慮したデザインを採り入れた。			
	行為	の制限(景観形成の基準)	配慮した事項など		
	堺環濠都市地域は歴史的なまちなみや利便性の高い活気ある都心など、さまざまな特性のエリアで構成された地域であるため、建				
A地域特性	自然特性 -堺環濠都市地域の内の潤いある公園・した計画となるようコ 歴史文化特性 -戦禍を免れた北部にみられる歴史的な状の街区・街路とい読み取り、堺環濠都市街地特性 -都心としてふさわいして周辺景観の向上界環濠都市地域のな交通動線として多景観形成の軸である見え方を意識し、歩	アの地域特性に配慮して景観形成方針に則った計画とすの魅力的な景観形成に向けて、濠の水辺空間や街区緑地空間といった地域資源等を読み取り、それを意識こ夫する。 に点在する町家や東部及び南部に点在する寺社などは建築物の外観・意匠、外構などの特性、町割や格子った地形特性、複数の街道が存在するまちなみ特性を下市地域の歴史文化資源等との関係性に配慮する。 い質の高い都市空間の形成に向け、景観形成を先導とに結び付くような形態・意匠とする。 の骨格を形成する大小路筋や大道筋においては、主要なるとから、建築物の形態・意匠の連続性や通りとしてのまいて楽しい沿道景観となるよう配慮する。特に低層部の、にぎわいを創出するように努める。	大道筋の街路樹と調和するよう、敷際に中高木を配置し、緑の連続性に配慮した。 堺環濠都市地域が醸し出す落ち着いた歴史ある雰囲気を壊さないよう、突出した色彩を避けた。 比較的人通りが多く、周辺に店舗もみられることから、1 階部分はショーウィンドウで店内が見えるしつらえとし、歩いて楽しめる空間を創出した。		
Bまちなみ	どを考慮し、調和のは一特に、人の目につき配置も考慮して周辺一大小路筋や大道筋のにぎわい空間、魅一町家が点在する北街道沿いにおいては態・意匠や外壁のあちなみ形成を図る。	の位置、高さや低層部の軒高、外壁の意匠や材料な 取れたまちなみ形成を図る。 きやすい低層部については、形態・意匠に加え、外構の 型との調和に配慮する。 統治いにおいては、ウォーカブルな街路空間や交差部で 力的な夜間景観などのまちなみ形成を図る。 部や寺社が点在する東部及び南部、紀州街道などの は、昔ながらの低層のまちなみに配慮して建築物の形 材料を工夫するなど、歴史的な建築物が主体となったま 治いにおいては、水辺空間との連続性を意識したまちな	・隣接する建物と壁面位置を揃えることで周辺との 調和を図り、ウォーカブルな街路空間を意識して 1 階部分をガラスファサードとした。 また、夜間景観を意識して大道筋沿道の植栽が映 える照明配置とした。 ・濠からの見え方に配慮し、設備や配管がめだたない よう、めかくしルーバーを配置した。		

行為の制限(景観形成の基準)		配慮した事項など	
Bまちなみ	B-2 まちかど (交差部) の景観形成 -まちかどに位置する建築物については、人の目にとまりやすいことからその場所の特性に十分配慮し、まちかどを印象付けるような形態・意匠とする。 -まちかどでは、植栽の充実を図るなど、ゆとりと潤いのある空間を創出する。 -大小路筋や大道筋における多くの人が行きかう交差部では、積極的に滞留空間を形成するなど、歩いて楽しいまちかどの創出に努める。	まちかどとなる北西の敷際に空地を設け、高木を配置することで、歩行者などが木陰で滞留できる空間を創出した。	
	B-3 通りの景観形成 -低層部の商業施設などにおいては、まちなみの連続性を意識して形態・意匠、空地の配置を工夫するなど、歩いて楽しい通りのにぎわいを創出するような意匠とするよう努める。 -低層部の壁面を後退して植栽を配置するなど、ゆとりと潤いのある空間の形成に努める。 -大小路筋や大道筋沿いにおいては、本市のにぎわいや活力をけん引する魅力あるまちなみに寄与するデザインに努める。 -町家が点在する北部において、町家などの歴史的建築物に配慮した通り形成に努める。	低層部はまちなみの連続性に配慮し歩いて楽しめる ショーウィンドウとした。 まちかどとなる北西部分に 1 階店舗のエントランスを 設け高木を配置することで、にぎわいと潤いを創出し た。	
C1建築計画/配置・外構	C1-1 空地の配置・意匠 - 敷地内の境界付近に道路空間などと一体となったゆとりと潤いのある空間を創り出すように、空地の配置・意匠に配慮する。特に、大小路筋や大道筋沿いにおいては、歩いて楽しい沿道景観に寄与するよう空地を効果的に配置する。 - 敷地内の空地では、植栽の充実や舗装のしつらえの工夫など、潤いのある空間となるように努める。	まちかどとなる部分に空地を配置した。また、大道筋 沿いの歩道との調和に配慮し、空地部分の舗装の しつらえや色調を工夫した。	
	C1-2 敷際の形態・意匠 - 敷際の塀・フェンスなどについては、植栽になじむ低明度・低彩度のものとするなど、めだちすぎないような形態・意匠とする。 - 敷際には植栽を配置するなど、潤いのある道路空間となるよう配慮する。また、隣地との境界の仕様を工夫し、通りとして緑が連続するように努める。 - 大小路筋や大道筋沿いにおいては、歩いて楽しい沿道景観となるように植栽の充実やベンチの設置、空地の確保など開放的なしつらえとする。 - 町家が点在する北部や寺社が点在する東部及び南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、周辺の歴史的な建築物の壁の位置に壁面を揃える、又は壁の位置に合わせてまちなみと調和した門柱や塀等を設けるなど、歴史的なまちなみに配慮した敷際とするよう努める。 - 濠沿いにおいては、遊歩道との連続性や緑化に配慮した敷際の形態・意匠とし、潤いが感じられる水辺空間の創出に努める。	・大道筋の街路樹と調和するよう、季節を感じられる 高木を敷際に配置した。また、隣地との敷際は緑の 連続性に配慮し、フェンスを設けない開放的なしつら えとした。 ・門柱や塀は、町家の壁面位置に揃えた配置とし た。	
	C1-3 屋外付帯施設 -屋外付帯施設は、できるだけ通りからめだたないように配置する、又は植栽によりめだたないように工夫するなど、通りから直接見えないように配慮する。	(駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽など) ゴミ置き場と駐輪場は、通りから直接みえないよう建	

-屋外付帯施設は建築物本体と一体化したデザイン、又は本体に組み込物の中に配置した。

むようなデザインとする。

行為の制限(景観形成の基準)		配慮した事項など	
C2建築計画/建築物	 C2-1 建築物の形態・意匠 -建築物は、全体として統一感のある形態・意匠とする。 -壁面の分節化や色彩の配慮などを行い、周辺に対する圧迫感の軽減に努める。 -まちなみに統一感がでるよう隣接する建築物とのスカイラインを意識した意匠とするなど、周辺との調和に配慮した形態・意匠とする。 -大小路筋や大道筋沿いにおいては都心部のにぎわいに寄与するデザインとし、魅力あるまちなみ形成に努める。 -町家が点在する北部や寺社が点在する東部及び南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、町家や寺社といった歴史的な建築物にみられる漆喰・板塀といった伝統的な材料や色彩の特徴、壁の位置などに配慮した形態・意匠とする。 	壁面の分節化により、低層部は歴史的なまちなみと 調和するよう落ち着いた色彩とし、低層部以外は明 度を上げて壁面位置を少し下げることで、軽やか印 象を与えるような意匠とした。	
	C 2 - 2 外壁の材料 -外壁の材料は耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。 -町家が点在する北部や寺社が点在する東部及び南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、町家や寺社等で見られる伝統的な材料(木材や漆喰等)との調和に配慮する。	・周辺の歴史的なまちなみに調和するよう、1階部分の侵入防止柵に木調の手摺格子を採用した。 ・町家を意識して、1階部分の腰壁を焼杉板張りとし、腰上部を漆喰塗の土塀とした。	
	C2-3 外壁の色彩 -外壁の色彩は堺環濠都市地域の特性に十分配慮し、周辺と調和するものを用いる。 -高明度の外壁は光の反射による眩しさを考慮し、壁面の仕上げを工夫する。 ※色彩の基準は欄外参照	周辺の歴史的なまちなみに馴染むよう、落ち着いた 色彩を用いて周辺との調和を図った。	
	C 2 - 4 屋根 -屋根の色彩は低明度・低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した 色彩とする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。	屋根の色彩は、低明度・低彩度とした。	
C 3 建築計画/付帯設備等	C3-1 屋上付帯設備等 -スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備はその突出部分を最小限とし、また建築物の主体部分と一体のデザインとするなどめだたないよう配置・意匠を工夫する。	(塔屋、屋上設備など) 通りからめだたないよう、屋上設備の周囲にルーバー を配置した。	
	C3-2 屋外階段・外壁付帯設備 -屋外階段はできるだけ通りから見えない位置に設置し、また形態、意匠、材料などの工夫により建築物と一体的なデザインとする。 -外壁付帯設備は、壁面と同色とする、めかくしを行うなど、めだたない工夫をする。特に、室外機は床置きとするなど通りから見えないよう配置する。	(屋外階段、室外機、樋など) 屋外階段は、外壁と調和した色彩のルーバーで覆い、めだたないよう工夫した。 室外機は床置きとした。	

※色彩基準

【大規模建築物】

-ベースカラーは見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の 1/3 以上で用いられている色彩とし、その色彩の基準は表 1 のとおりとする。

表1

色相	明度	彩度
YR(橙)系	6以上	4 以下
R(赤)、Y(黄)系	6以上	3 以下
上記以外	6以上	2 以下
無彩色	6以上	-

- -サブカラーを用いる場合は、ベースカラーを引き立て建築物等全体の表情に変化をつける色彩としてベースカラーとの明度 差を2以内とする。ただし、彩度はベースカラーの基準内とする。使用する範囲は見付面積の1/3以下とする。
- -ベースカラーとサブカラーに当てはまらない色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして見付面積の 1/20 以下の範囲で使用するものとする。
- -写真やイラスト、図形などを用いて構成された部分についてはアクセントカラーとみなす。
- -色相及び明度・彩度が近接した複数色からなるタイル又は素材の性質上均一な色味を出すことが難しい素材(木材や石など)で構成されている色彩は、その色彩を扱うものとする。
- -ルーバーや建具、ガラス、建築設備等については、外壁とみなす場合がある。
- -漆喰や板塀といった伝統的な材料を使うなど、歴史的な建築物の特性に配慮されたものは、上記の限りでない。

【大規模建築物以外】

-ベースカラーは見付面積の最も多く用いられている色彩とし、その色彩の基準は表2のとおりとする。

表2

色相	彩度
YR(橙)系	6 以下
R(赤)、Y(黄)系	4 以下
上記以外	2 以下

-アクセントカラーを用いる場合は見付面積に対してできる限り小さい範囲で使用するものとし、効果的に使用する。